

八幡浜市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R3年度の人件費率
R4年度	人 31,293	千円 23,328,799	千円 808,433	千円 3,306,398	% 14.2	% 12.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

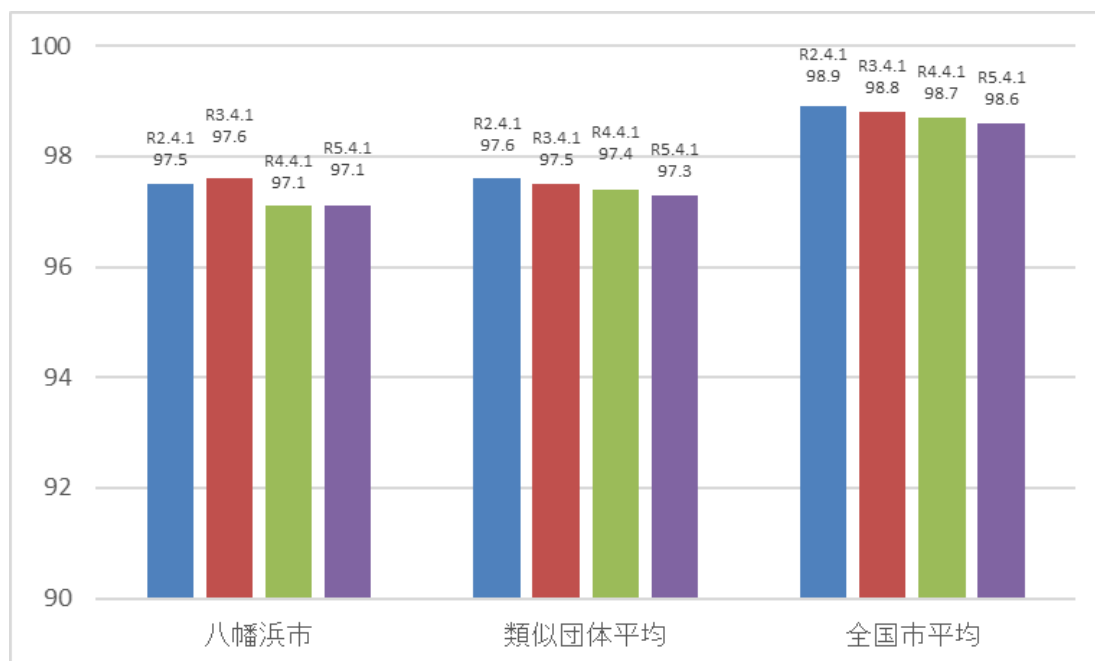
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 301	千円 1,136,290	千円 203,573	千円 452,237	千円 1,792,100	千円 5,954	千円 5,801

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するた

め、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※R5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当無し

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げ。(最大4.0%)

・激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

・他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(5)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八幡浜市	44.0 歳	325,107 円	392,562 円	354,980 円
愛媛県	42.7 歳	316,104 円	405,620 円	346,253 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体（I-1）	42.5 歳	315,462 円	375,268 円	341,024 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
八幡浜市	52.4 歳	9 人	348,756 円	361,144 円	355,178 円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.5 歳	2 人	247,600 円	259,000 円	254,100 円	廃棄物処理業従業員	47.3 歳	310,800 円	0.83
うち学校給食員	54.3 歳	6 人	369,067 円	376,233 円	373,600 円	調 理 士	45.5 歳	215,900 円	1.74
うちその他技能労務職	*	1 人	*	*	*	—	—	—	—
愛 媛 県	56.3 歳	180 人	334,334 円	367,615 円	344,897 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	329,178 円	—	—	—	—	—
類似団体（I-1）	52.2 歳	11 人	308,041 円	334,099 円	319,891 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八幡浜市	—	—	—
うち清掃職員	4,163,500 円	4,321,100 円	0.96
うち学校給食員	6,299,396 円	2,829,300 円	2.23
うちその他技能労務職	*	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 個人情報保護の観点から、一部記載を省略した。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
八幡浜市	52.6 歳	370,550円	432,250円
愛媛県	44.5 歳	360,406円	395,793円
類似団体（I-1）	40.3 歳	295,347円	327,131円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R5年4月1日現在）

区 分		八幡浜市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	192,677 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	159,710 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	157,599 円	—
	中学卒	—	140,714 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R5年4月1日現在）

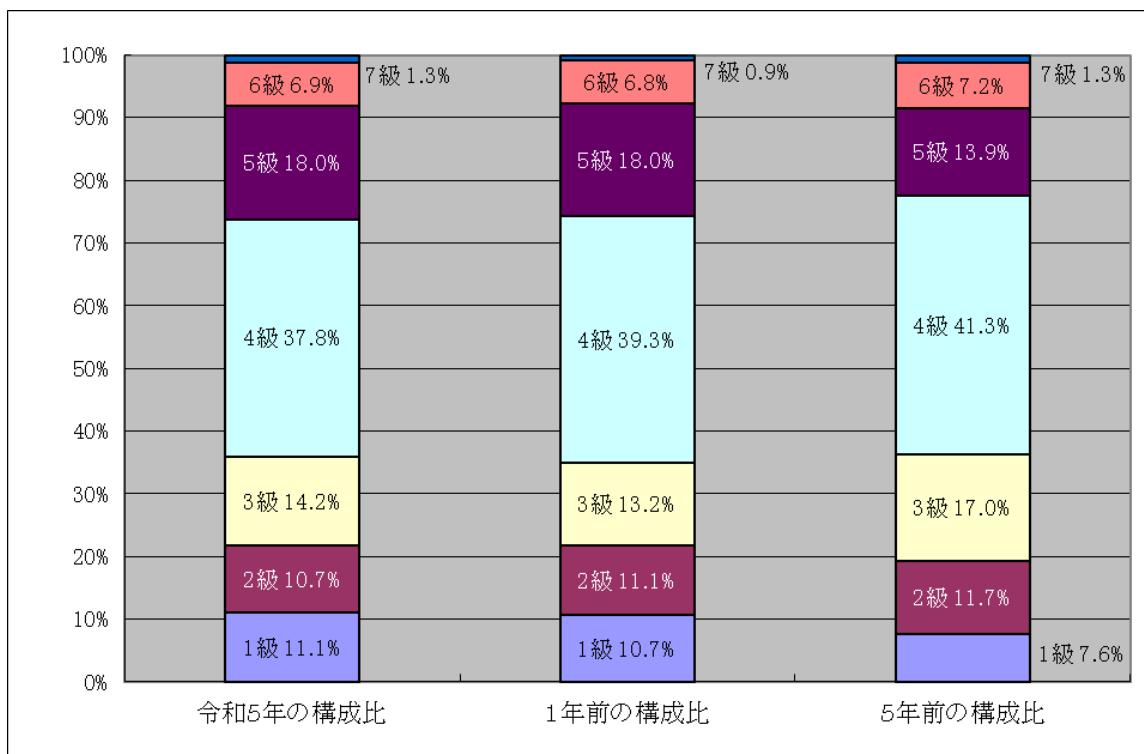
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,683 円	352,930 円	368,857 円	383,282 円
	高校卒	— 円	— 円	348,200 円	377,050 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R5年4月1日現在）

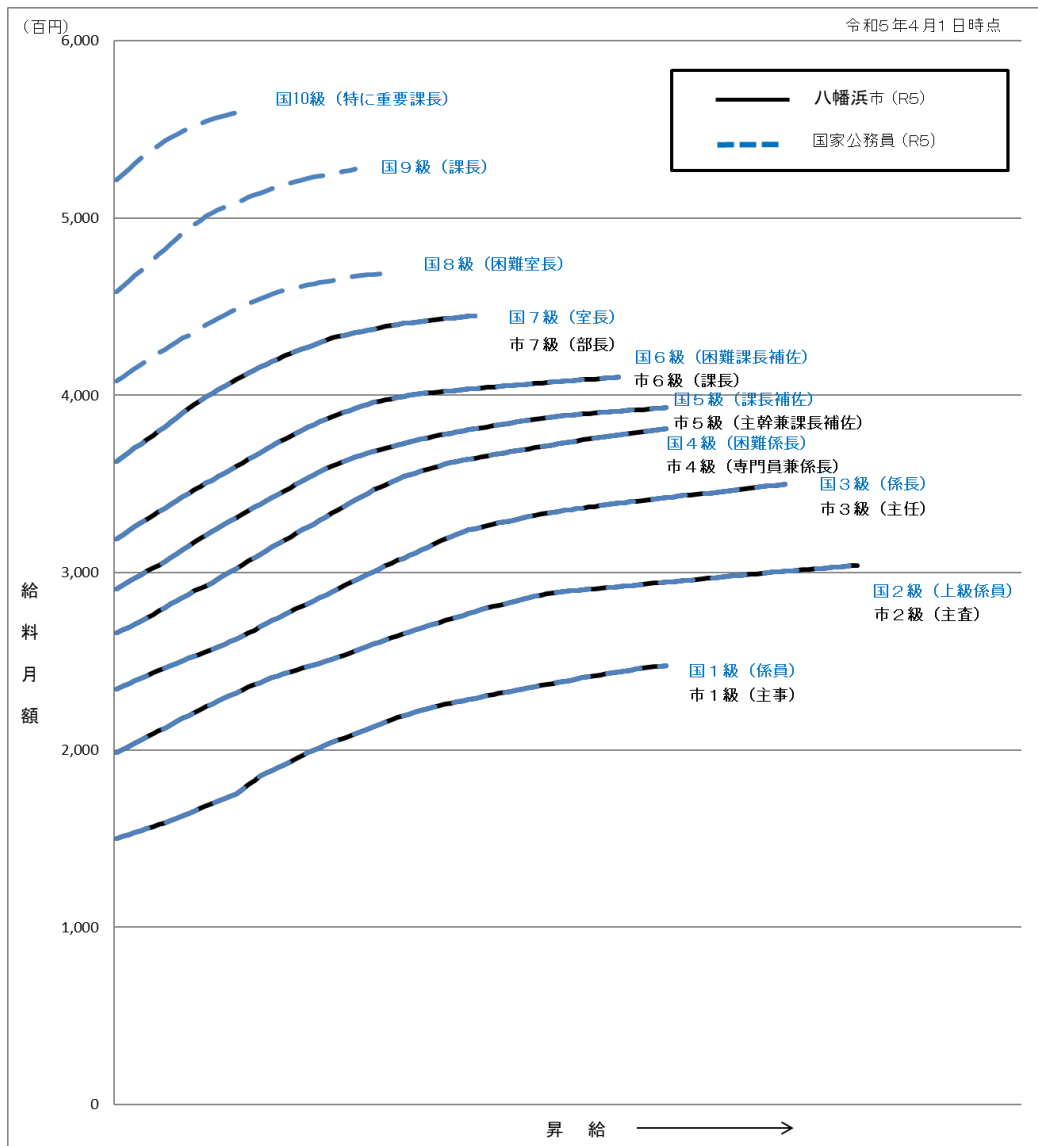
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員又は市長が規則で定める職務	26人	11.1%	150,100円	247,600円
2級	主査	25人	10.7%	198,500円	304,200円
3級	係長又は市長が規則で定める職務	33人	14.2%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐（5級に規定する職務を除く。）又は市長が規則で定める職務	88人	37.8%	266,000円	381,000円
5級	相当な経験を有する課長補佐又は市長が規則で定める職務	42人	18.0%	290,700円	393,000円
6級	課長（7級に規定する職務を除く。）又は市長が規則で定める職務	16人	6.9%	319,200円	410,200円
7級	部長又は市長が規則で定める職務	3人	1.3%	362,900円	444,900円

- 注) 1 八幡浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 再任用職員は除く



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八幡浜市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八幡浜市	愛媛県	国
1人当たり平均支給額 (R4年度) 1,490千円	1人当たり平均支給額 (R4年度) 1,525千円	—
(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (八幡浜市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (R5年4月1日現在)

八幡浜市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
(退職時特別昇給)	無				
1人当たり平均支給額	6,342千円	20,270千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、R4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (R 5年 4月 1日現在)

支給実績 (R 4年度決算)		631 千円	
支給職員 1人あたり平均支給年額 (R 3年度決算)		546,560 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (R 5年 4月 1日現在)

支給実績 (R 4年度決算)		146千円			
支給職員 1人あたり平均支給年額 (R 4年度決算)		18,188円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R 4年度)		2.7%			
手当の種類 (手当数)		5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R 4年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
感染症防疫等 作業手当	感染症予防救済防疫 作業に従事した職員	消毒移送等予防救済に 従事 死体の運搬に従事 上記以外に従事 (ペスト・コレラは倍額) 新型コロナウイルス感染症患 者等に関わる業務に従事 上記感染症に伴う死体の運搬等	—	1 回	1,000円
				1 回	6,000円
				1 回	600円
				1 回	3,000円
				1 回	4,000円
				1 回	7,000円
行旅死亡人 処理手当	身元不詳死体収容に 従事した職員	身元不詳死体の立会い収容 に従事	63,000円	死体 1 体	7,000円
動物等処理 業務手当	犬猫等の死体処理や 捕獲、駆除に従事した 職員	死体処理 捕獲又は駆除	82,500円	1 回	500円
				1 回	1,000円
臨時特殊業務 手当	現場対応業務で生命 ・心身に影響を及ぼす 業務に従事した職員	災害現場等で危険や不快を 伴う業務に従事	—	1 回	600円
研究手当	大島診療所に勤務す る医師	大島診療所に勤務する医師	—	給料月額額の100分の60	
※ 以下の手当は平成30年 6月末に廃止					
生活保護業務 手当	要保護者の調査に従 事する職員	福祉事務所の保護係で要保 護調査に従事	—	日額	300円
老人福祉施設 職員手当	老人福祉施設に勤務 する職員	入所者の処遇葬祭に関する 業務	—	1件当たり	2,000円
徴収従事手当	外勤で諸税を徴収す る職員	諸税の徴収に従事	—	日額	150円
滞納処分手当	財産の差し押え・差し 押え物件の搬出に従 事した職員	財産の差し押え・差し押え 物件の搬出に従事	—	1件当たり	320円
国土調査手当	国土調査現地踏査し た職員	現地踏査	—	日額	400円
ボイラー手当	学校給食センターに 勤務する職員	ボイラー業務に従事	—	日額	150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R4年度決算）	89,710 千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	433 千円
支給実績（R3年度決算）	88,556 千円
職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	428 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R3・R4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（R5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R4年度決算)																										
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・父母等 6,500円 ・配偶者のない職員の父母 9,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 加算額5,000円 	同じ		37,986千円	256,664円																										
住居手当	借家、借間居住者 <ul style="list-style-type: none"> ・16,000円以下 支給なし ・27,000円以下 家賃-16,000円 ・27,000円超 (家賃-27,000円) /2+11,000円 27,000円 (支給限度額) 	同じ		22,387千円	273,010円																										
通勤手当	通勤距離片道2km以上の者 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 通勤に要する運賃等の額に相当する額 ・交通用具（自動車等）使用者 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">片道 2～5km</td><td style="text-align: right;">2,000円</td></tr> <tr><td>5～10km</td><td style="text-align: right;">4,900円</td></tr> <tr><td>10～15km</td><td style="text-align: right;">7,100円</td></tr> <tr><td>15～20km</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> <tr><td>20～25km</td><td style="text-align: right;">12,900円</td></tr> <tr><td>25～30km</td><td style="text-align: right;">15,800円</td></tr> <tr><td>30～35km</td><td style="text-align: right;">18,700円</td></tr> <tr><td>35～40km</td><td style="text-align: right;">21,600円</td></tr> <tr><td>40～45km</td><td style="text-align: right;">24,400円</td></tr> <tr><td>45～50km</td><td style="text-align: right;">26,200円</td></tr> <tr><td>50～55km</td><td style="text-align: right;">28,000円</td></tr> <tr><td>55～60km</td><td style="text-align: right;">29,800円</td></tr> <tr><td>60km～</td><td style="text-align: right;">31,600円</td></tr> </table>	片道 2～5km	2,000円	5～10km	4,900円	10～15km	7,100円	15～20km	10,000円	20～25km	12,900円	25～30km	15,800円	30～35km	18,700円	35～40km	21,600円	40～45km	24,400円	45～50km	26,200円	50～55km	28,000円	55～60km	29,800円	60km～	31,600円	一部異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・交通用具（自動車等）使用者 国：片道5～10km 4,200円 市：片道5～10km 4,900円	11,471千円	58,525円
片道 2～5km	2,000円																														
5～10km	4,900円																														
10～15km	7,100円																														
15～20km	10,000円																														
20～25km	12,900円																														
25～30km	15,800円																														
30～35km	18,700円																														
35～40km	21,600円																														
40～45km	24,400円																														
45～50km	26,200円																														
50～55km	28,000円																														
55～60km	29,800円																														
60km～	31,600円																														
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった職員で単身で生活することを常況とする職員 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎額30,000円+加算額（距離に応じて8,000～70,000円） 	同じ		456千円	456,000円																										

管理職手当	部長 課長 課長補佐(5級) 課長補佐(4級)	42,500円 39,500円 29,900円 27,500円	異なる	支給額の相違	37,152千円	375,274円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合 ・ 週休日、休日7,000円又は8,500円/1回 ・ 平日深夜 3,500円又は4,300円/1回		一部異なる	支給額の相違	2,132千円	41,799円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事 ・ 4,400円/1回		同じ		1,074千円	5,964円

5 特別職の報酬等の状況（R5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市区町村長	855,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 985,000円 / 391,500円
	副市町村長	663,000円	790,000円 / 420,000円
報酬	議長	398,000円	545,000円 / 230,000円
	副議長	325,000円	475,000円 / 200,000円
	議員	299,000円	442,000円 / 180,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(R4年度支給割合) 3.3月分	
	議長 副議長	(R4年度支給割合) 3.3月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 退職日における給料月額で1年につき100分の550 退職日における給料月額で1年につき100分の400	(1期の手当額) (支給時期) 18,810,000円 退職した日から起算して1月以内に支払う 10,608,000円

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

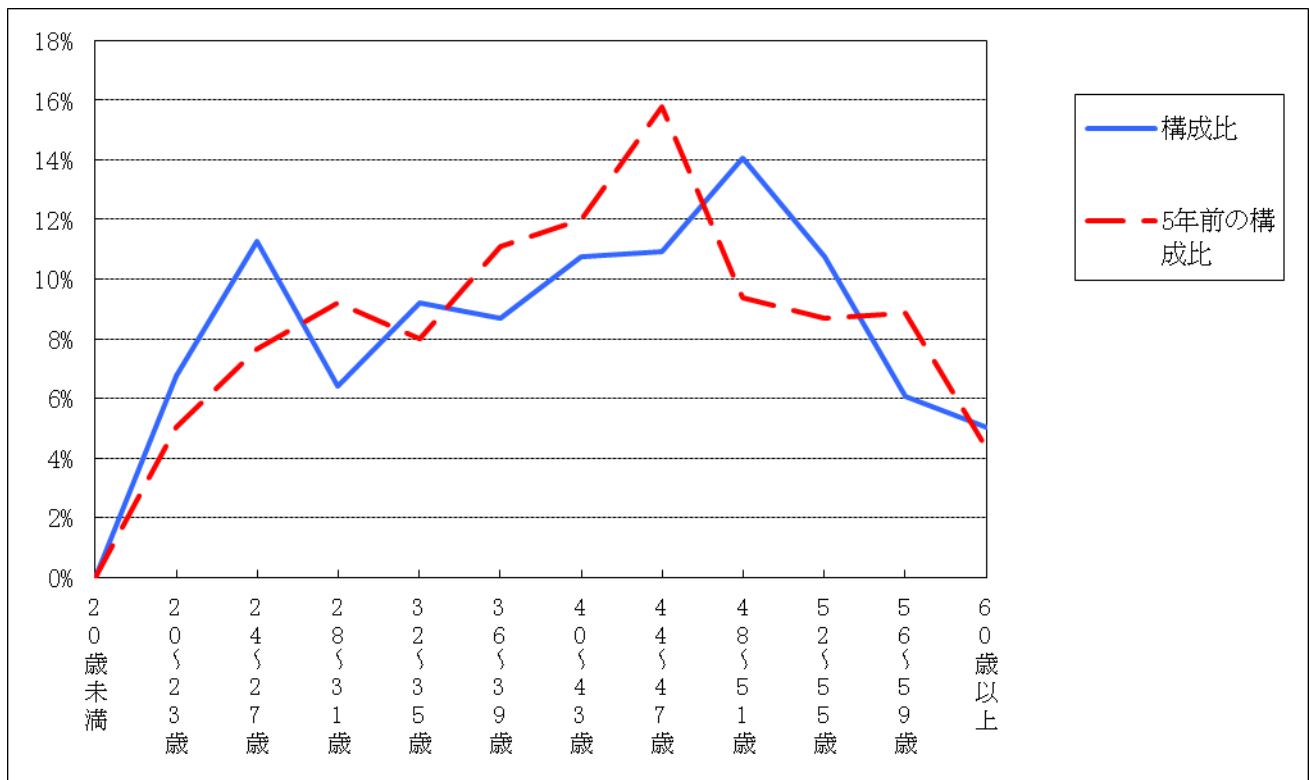
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			R4年	R5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総務	60	62	2	業務の見直し 2
		税務	17	18	1	派遣職員数の見直し 1
		農林水産	24	24	0	
商工		7	7	0		
土木		31	31	0		
衛生		90	85	△5	欠員不補充、業務の見直し △5	
	計	31	31	0		
	計	265	263	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.04人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 83.26人)	
	教育部門	36	36	0		
	小計	301	299	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.55人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 106.85人)	
公営企業等部門	病院水道施設その他	病 院	220	224	4	欠員補充 4
		水 道	14	15	1	業務の見直し 1
		簡 水	1	1	0	
		下 道	11	11	0	
	その他	27	26	△1	業務の見直し △1	
	小計	273	277	4		
合 計		574 [734]	576 [734]	2 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 184.07人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 39	人 65	人 37	人 53	人 50	人 62	人 63	人 81	人 62	人 35	人 29	人 576

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		267	266	267	264	265	263	△4(△1.5%)
教育		37	37	38	38	36	36	△1(△2.7%)
普通会計		304	303	305	302	301	299	△5(△1.6%)
公営企業等会計		272	271	273	270	273	277	5(1.8%)
総合計		576	574	578	572	574	576	0(0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の 総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R4年度	769,748	92,641	114,367	14.9	15.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 (簡水含む) 千円 6,017
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R4年度	人 14	千円 55,984	千円 11,274	千円 23,032	千円 90,290	千円 6,449	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（R5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	45.6歳	348,936円	539,439円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	八幡浜市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（R4年度） 1,645 千円	1人当たり平均支給額（R4年度） 1,490 千円
(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(R4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無し

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（R5年4月1日現在）

水道事業	八幡浜市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～20%) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 0 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～20%) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 6,342千円 20,270千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、R4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（R5年4月1日現在）

支給実績（R4年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当なし	0%	0人	—

エ 特殊勤務手当（R 5 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R 4 年度決算）		0 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R 4 年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R 4 年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R 4 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
臨時特殊業務手当	心身に影響を及ぼす等の考慮を必要とする業務に従事した職員	左記の業務	0 円	日額 0 円
※ 以下の手当は平成30年 6 月末に廃止				
滞納整理手当	滞納整理事務に従事する職員	左記の業務		
給水停止処分手当	給水停止処分に従事する職員	左記の業務		

オ 時間外勤務手当

支給実績（R 4 年度決算）	5,984 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R 4 年度決算）	598 千円
支給実績（R 3 年度決算）	7,114 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R 3 年度決算）	790 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R 3・R 4 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（R 5 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R 4 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (R 4 年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・父母等 6,500円 ・配偶者のない職員の父母 9,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子加算額5,000円 	同じ		2,637千円	293,000 円
住居手当	借家、借間居住者 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・家賃23,000～55,000円 (家賃額－23,000円)÷2 +11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円（支給限度額） 	同じ		1,140千円	285,125 円

通勤手当	通勤距離片道2km以上の者 ・交通機関利用者 通勤に要する運賃等の額に 相当する額 ・交通用具（自動車等）使用者 片道 2～5km 2,000円 5～10km 4,900円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km～ 31,600円	同じ		304 千円	33,788 円
管理職手当	部長 42,500円 課長 39,500円 課長補佐(5級) 29,900円 課長補佐(4級) 27,500円	同じ		1,443 千円	360,975 円